

介護保険



介護保険料決定通知書

介護保険料

決定通知書を送付します

介護保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

8月中旬までに、65歳以上の人に平成29年度の介護保険料決定通知書を送付します。



平成27年度から、できる限り所得の状況に配慮したきめ細やかな保険料とするため、所得段階を16の区分に分けています。町民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により保険料額が決定されます。詳しくは送付される通知書をご覧ください。

【介護保険料納付の方法】

○年金天引きで納付している人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・平成30年2月に年金天引き(本徴収)されて納付されます

○納付書や口座振替で納付している人

8月〜平成30年3月まで8回に分けて納付 ※介護保険料の納付は、口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予を受けることができます場合があります

お知らせ



浄化槽についてのお知らせ

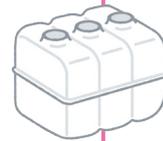
浄化槽は「生き物」です

正しく使用しましょう

介護保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

1 浄化槽は正しく使用しましょう

- ◇ 水は適正量使う
- ◇ ブロワの電源を切らない
- ◇ 天ぷら油や野菜くずなどは流さない
- ◇ 保守点検・清掃を定期的に受ける



2 法定検査を受けましょう

浄化槽は、定期的な保守点検や清掃に加え、次の時期に法定検査を受けることが義務付けられています。

- ① 新たに設置後、使用を開始する直前
- ② 使用開始から3〜5カ月の間
- ③ 使用開始後、年に1回(毎年)



3 浄化槽について理解を深める出前講座実施中

浄化槽協会では、浄化槽のことや法定検査制度などについて理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】財団法人福岡県浄化槽協会

☎092・947・1800

4 環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換を

くみ取り式トイレまたは「し尿」のみしか処理できない浄化槽を利用しているご家庭は、台所や洗濯、風呂などから出る「生活雑排水」および「し尿」を併せて処理できる、環境にやさしい合併浄化槽へ転換しましょう。

5 浄化槽設置に補助金制度があります

補助要件など詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】桂川町 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

種類 (設置の目安)	補助金額
5人槽 (建坪130㎡以下)	332,000円
7人槽 (建坪130㎡を超えるもの)	414,000円
10人槽 (二世帯住宅)	548,000円